



ティー・ブレイク

NO.70

特許制度の根元や如何に

落語の方面には、不案内で甚だ申し訳ないが、「根問いもの」というジャンルがあるそうである。

登場人物は横町のご隠居さん、熊さん、八っさんと相変わらずだが、物事の本質、根元を、何故、何故と執拗に聞いたり、その行末、道行を、果て、果てと際限なく問いつめるものである。

そうすると皆様もパパ、ママ時代にお子さんの質問に降参した経験があると思うが、熊さん、八っさんの鋭い？ 追求に横町の知識人ご隠居さんもついに参加してしまうのである。

それでは我らが特許制度にこれを適用するとどうなるかが、今回のテーマである。そのナゼナゼの根元にスポットをあて、特許制度の本質、根本のありかを先達*に導かれて問題にしてみようと思う。しかし弁理士たるものご隠居さんと違って簡単に負けるわけには行かない。

種々な前提を省略するが、資本主義社会においては、資本家は種々の搾取を行ない資本の増殖をはかるが、資本を増殖する道は大きく三つに分析される。

その一は、労働時間を長くすることである。必要労働時間を超えれば超えるほど剰余労働の比率が大きくなり、増殖には有利である。この労働時間の単純な延長によって得られる剰余部分を絶対的剰余価値という。

その二は、新式の設備、方法を採用して生産性を高めることである。そうすると社会全体で巡り巡って労働者の生活手段が安く生産できるようになり、従って同じ労働時間であっても剰余労働の比率を大きくすることができる。この剰余部分を相対的剰余価値という。

その三は、各個別資本において、同業他社の知らない新式の設備、方法を採用することである。

こうするとある商品の製造コストを他社より引き下げることが可能となる。にもかかわらず販売価格は他社と同じに据え置くことができる。従って競争上非常に有利であり、この格差に基づいて特別の利益を生ずることになる。これを特別剰余価値という。ここに研究開発の強烈なインセンティブがあるのである。

余談であるが、他人に新式の設備を導入されると自分の設備は旧式となり、例え新品であってもその価値を減耗させられる。これには道徳的摩耗という珍妙なる訳語が与えられている。パソコン等で型落ち品のことである。

さて周知の如く新技術は、秘密の保持が難しく、放っておけば他社に流出するものである。そうすると、次第に特別の利益は失われ、いずれは一般的、社会的な生産力のアップになり、その利益は漸次相対的剰余価値の中に溶解され、そして新技術は、その時代を画する生産力の水準に吸収される。

しかし個別資本にとっては、このようなことは非常にまずいわけで、なるべく長期間にわたって、特別剰余価値を手中にする手だてを講ずる必要がある。特別剰余価値は、この新式の設備等の技術、発明を源泉とする。従って新発明を保護すればよいこととなる。かくて発明の保護は、この特別剰余価値をなるべく長く保持することをホントのねらいとして、その強烈な欲求を政治運動という形で外部に押出し、単に第三者の模倣、盗用を禁止するに止まらず、たとえ独立に発明されたものであっても2番手以下には使用させない所謂禁止権を本質として制度化された。即ち、特許制度として法制度に反映され、譲渡を許され知的所有権となったのである。

特許制度は、資本主義経済の根底的な構造に由来し、市民社会の基本法たる所有権法と結合することにより、物的所有権を兄とし、両者肩を並べて資本主義社会を根底から支える強力な基盤に育成されたと思うのである。

(洋)

* 葛西四郎著「ボレミック特許制度論」(「特技懇」No.28)